

経税部
だより

2016年 年末調整の留意点

税理士 疋田 英司

年末調整とは、従業員や役員が1年間に得た給与所得の所得税について、税務署への申告に代えて給与の支払者が納税額の精算をする仕組みのことをいいます。今年マイナンバー制度を利用する最初の年であり、外国人労働者や非居住者の扶養親族の扱いの税制改正もありません。マイナンバーの留意点は前号で解説しました。今号では、今年の税制改正が影響する分の留意点についてご案内します。

税制改正されたもの

給与所得控除の上限が引き下げられました

(平成26年度改正で28年分及び29年分から適用されるもの)

平成27年分までは150万円超の給与収入に対し給与所得控除は240万円が上限でしたが、平成28年分は1200万円超に対して230万円、さらに平成29年分からは1000万円超に対して220万円に上限が引き下げられました。このため、源泉徴収額表などの適用年分の誤りがないように注意してください(表1・2)。

国外居住親族に係る書類の添付等が義務化されました(平成27年改正で28年分から適用されるもの)
国外に居住する親族の扶養控除、配偶者(特別)控除、障害者控除の適用を受ける場合、扶養

控除等申告書に親族関係書類及び送金関係書類の添付または提示が必要となりました。

外国人や、配偶者が外国の方の場合は影響する場合があります。

親族関係書類とは

「親族関係書類」とは、次の①又は②のいずれかの書類で、親族であることを証明するものをいいます。

- ①戸籍の附票の写しその他の国又は地方公共団体が発行した書類及び国外居住親族の旅券(パスポート)の写し
- ②外国政府又は外国の地方公共団体が発行した書類(国外居住親族の氏名、生年月日及び住所又は居所の記載があるものに限り)

や海外に留学中の子どもさんなどを扶養親族に入れる場合は必要となります。なお、1年未満の短期

(表1) 平成28年分給与所得控除額

給与の収入金額	給与所得控除額
1,620,000円までの金額	650,000円
1,625,000円を超え、1,800,000円までの金額	収入金額×40%
1,800,000円を超え、3,600,000円までの金額	収入金額×30%+180,000円
3,600,000円を超え、6,600,000円までの金額	収入金額×20%+540,000円
6,600,000円を超え、10,000,000円までの金額	収入金額×10%+1,200,000円
10,000,000円を超え、12,000,000円までの金額	収入金額×5%+1,700,000円
12,000,000円を超える金額	2,300,000円(上限)

(表3) 人的控除額

障害者控除	一般障害者	27万円
	特別障害者	40万円
	同居特別障害者	75万円
寡婦(寡夫)控除	一般	27万円
	特別寡婦	35万円
勤労学生控除		27万円
配偶者控除	一般	38万円
	老人(70歳以上)	48万円
扶養控除	一般(16歳~18歳)(23歳~69歳)	38万円
	特定(19歳~22歳)	63万円
	同居老親等(70歳~)	58万円
	同居以外老親等(70歳~)	48万円
基礎控除		38万円

(表2) 年末調整対象者の選別

対象者	次のいずれかに該当する人
対象者	①一年を通じて勤務している人 ②年の途中で就職し、年末まで勤務している人 ③年の途中で死亡により退職した人
非対象者	次のいずれかに該当する人 ①上欄に掲げる人のうち、当年中の主たる給与収入金額が2000万円超の人 ②2か所以上からの給与支払いを受けている人で、他の給与支払者に、「扶養控除等申告書」を提出している人 ③「扶養控除等申告書」を提出していない人(乙欄適用者)

通勤手当の非課税限度額が、月額10万円から15万円に引き上げられました。

非居住者が取得等する場合の住宅借入金等特別控除(平成28年改正で28年4月から適用のある分)

住宅借入金等特別控除について、現行の居住者が満たすべき要件と同様の要件の下で、非居住者が住宅を取得する場合にも適用することとされました。平成28年4月1日以後に住宅の取得等をする場合に適用されます。

診療所の年末棚卸し

個人の診療所では当年(平成28年)の医療費収入の原価を正確に計算するため、毎年年末に薬品等の棚卸し(在庫管理)を行います。

薬品材料等の購入代金は必要経費になりますが、年末に残った分は翌年の必要経費になります。このため、翌年に繰り越される分を確認して、その分を当年の購入代金から差し引きます。

.....
当年の消費高=期首棚卸高+当年の医薬品等仕入高-期末棚卸高
.....

期首棚卸高は、前年から繰り越された金額です。期末棚卸高は、実地棚卸といって決算日(12月31日)現在の薬品材料等の一つ一つの品目ごとに数量

を確認し、これに仕入単価を乗じて計算します。医薬品等の仕入に伴って、別途無償で医薬品の提供を受けた場合は、仕入れ単価が変動しますので注意してください。

それぞれの薬品等によっては劣化などで使用できないケースもあります。この場合は廃棄損として損失処理します。

また、帳簿上では仕入が終わっていてもメーカーや問屋に薬品等を預ける「預け在庫」にも注意しましょう。

残った薬品等をチェックすることで、不用品の返品、使用頻度、保存状態・使用期限の管理など経営上のヒントも得ることがあります。通常は、その年の最後の診察が終わった直後や翌日などに行われることがあります。年末であわただしい時期ではありますが、必ず実行してください。

(図1)

平成28年分 給与所得者の扶養控除等(異動)申告書

あなたの氏名 (フリガナ) 生年月日 年 月 日 配偶者の氏名 生年月日 年 月 日 扶養親族の氏名 生年月日 年 月 日

平成28年中の所得の見積額 0円

非居住者である親族 生計を一にする事実 住所又は居所

年間送金額 ① 0 ② 600,000円

《年間送金額》